

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十六号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(特別休暇) 第十三条 (略) 一 (略) 二 次の表第十八号又は第十九号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員イ・ロ (略)			(特別休暇) 第十三条 (略) 一 (略) 二 次の表第十八号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員イ・ロ (略)		
休暇を受ける場合			休暇を受ける場合		
(略)			(略)		
十八 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合			十八 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合		
十九 職員が不妊治療を受ける場合			一 会計年度において六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間		
2 (略)			2 (略)		
3 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号及び第十七号から第十九号まで並びに前項の表第四号の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			3 2 (略) 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号、第十七号及び第十八号並びに前項の表第四号の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)	4 (略)	第十四条 (略) 2 前条第一項の表第八号、第十七号及び第十九号並びに同条第二項の表第四号に規定する特別休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。	第一項 の表第 十八号	六日	(略)
			六日から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、勤務時間規則第十条第一項の表第八号の二に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期間（当該承認を受けた日数が六日を上回る場合は、零日とする。）	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
3 (略)	4 (略)	第十四条 (略) 2 前条第一項の表第八号及び第十七号並びに同条第二項の表第四号に規定する特別休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。	第一項 の表第 十八号		(略)
					(略)
					(略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。